

第59回 規制改革会議 議事録

1. 日時：平成28年3月9日（水）14:00～14:50
2. 場所：中央合同庁舎第4号館12階全省庁共用1208特別会議室
3. 出席者：
（委員）岡素之（議長）、大田弘子（議長代理）、安念潤司、浦野光人、翁百合、
金丸恭文、佐久間総一郎、滝久雄、鶴光太郎、長谷川幸洋、林いづみ、
松村敏弘、森下竜一 【御欠席：大崎貞和、佐々木かをり】
（政府）松本内閣府副大臣、酒井内閣府大臣政務官、西川内閣府審議官
（事務局）羽深規制改革推進室長、刀禰規制改革推進室次長、
山澄参事官、渡邊参事官、佐久間参事官、中沢参事官、平野参事官

4. 議題：

（開会）

1. 地方における規制改革について
2. 地方版規制改革会議について
3. 規制改革ホットラインについて
4. 規制レビューについて

（閉会）

5. 議事概要：

岡議長 定刻になりましたので、これより第59回規制改革会議を開会いたします。

本日の議題は、「地方における規制改革」「地方版規制改革会議」「規制改革ホットライン」「規制レビュー」の四つでございます。

本日は、松本副大臣、酒井政務官にも御出席いただくことになっております。

報道関係の方は、ここで御退室をお願いしたいと思います。

（報道関係者退室）

岡議長 それでは、早速、議事に入りたいと思います。

議題1の「地方における規制改革」でございますが、資料1について、事務局より説明をお願いいたします。

渡邊参事官 資料1「地方における規制改革について」でございますけれども、先般、1月18日の会議におきまして御議論いただきましたが、「問題の所在」の部分は前回と同様でございますけれども、中ほど、地方自治体の条例等による規制について、必ずしもその理由が明確でないものもあるという指摘でありますとか、その内容が自治体によって異なる場合に、自治体を跨いだ広域的な活動を行っている企業等にとって阻害要因になっているというような指摘があるということで、それを踏まえまして、国としての対応について、

更に検討する必要があるという問題意識でございます。

先般、幾つかの事例について御紹介をいたしまして、御議論いただきました。まず、事例でございますけれども、2ページ目をお開きいただきますと、今回14事例ということで幾つか事例を追加してございます。

追加した事例は2ページ目、 の食品衛生法のフグの関係、試験とか講習会でばらばらになっているという事例でございます。 コンビニエンスストアの電子レンジの加熱の事例。それについて食品衛生法上の許可を求めている自治体と求めていない自治体があるというような事例でございます。もう一つ追加したものが3ページ目の一番下、 でございますけれども、保育所への入所に際しての証明書の様式が異なっているというものでございます。

今回、この14事例のうち五つの事例につきまして、さらに自治体における制度の現状などを御理解いただくために、4ページ以降に資料を追加してございます。いずれも事務局の方でホームページなり、あるいは自治体に照会をいたしまして調べたものでございまして、更なる精査が必要かと思っておりますので未定稿とさせていただきます。

4ページ目が食品衛生法のフグの関係でございますけれども、先ほど申し上げましたように、試験や講習会ということで資格の現状がばらばらになっているということでございまして、例えば東京都であれば、免許が必要でありますけれども、その免許の付与の要件といたしましては、試験に合格した者か、あるいは同等以上のものとして定めるものということで、幾つかの県の試験に合格した者であって、東京都が行う講習を受講した者ということになっておりますし、その試験を受ける要件といたしましては、調理師免許を受けている者であって、フグの取扱いに2年以上の従事した者か、同等以上の経験を有すると知事が認めた者ということで、それにつきましても幾つかの自治体での免許あるいは講習会を受けた者ということで定められております。

一方で、山口県は、同様に免許が必要ということでございますけれども、免許の要件といたしましては、試験に合格した者、あるいは東京都と同様に他の幾つかの都道府県の免許を有する者ということになりますけれども、その試験を受ける要件としては、高等学校入学資格を有する者で3年以上の従事ということになっているわけであります。

もう一つ、大阪府の例で申し上げますと、試験・免許ではなくて、講習会を修了した者の登録ということになっているということでもあります。

その下に「論点」ということでお示しをしておりますが、このような実態を踏まえまして、差異があることに合理性があるか、さらに、その試験で免許を付与する場合におきましても、資格・試験の内容が自治体ごとに異なることに合理性はあるかということが考えられるかと思えます。

現状におきましても、ある自治体でフグを処理できる者が別の自治体ではできないということについてどう考えるかということで、全国的な統一も検討の要素になるのではないかとこのように考えてございます。

「(参考)」ということで、全国ふぐ連盟という団体がございますけれども、そちらでは都道府県別の条例の統一化でありますとか、試験の法制化などということが事業内容として書かれている、そのような団体もあるわけがございます。

5 ページ目、理容師法・美容師法の関係でございます。こちらにつきましても、条例でそれぞれ都道府県等が衛生上必要な措置を講じるということにされておきまして、実際の自治体の規制の概要といたしましては、茨城県など幾つかの自治体におきましては洗顔・洗髪設備に関する規定はないわけでありまして、香川県でありますれば、洗髪のための流水式の設備を設ける、千葉県では洗髪・洗顔の流水式の設備、一方で、新潟県、長野県の例も書いてございますけれども、こちらは温水を供給することができる洗髪設備ということで、かなり規定はばらばらという状況で、そこに合理性があるかということが論点になるかと思っております。

6 ページ目、クリーニング業法の関係でございます。こちらでも都道府県等が条例で必要な措置を定めるわけがございます。なお、クリーニング業法の目的規定におきまして、公衆衛生等の見地から必要な指導及び取締りを行うということが規定されておるわけでありまして、自治体の規制の概要といたしましては、東京23区のように広さに関する規定はないというところがある一方で、神奈川県におきましては、数字ではないですけれども、洗濯物の取扱数量に応じた適当な広さという規定があったり、千葉県、埼玉県におきましては、洗い場、仕上げ場の床面積が9.9㎡以上あるいは10㎡以上となっておったり、受取、引渡しのみの場合は6.6㎡以上、さらに、埼玉県の場合は、「ただし」ということで、その措置を緩和できるというような規定もあるという状況でございます。目的規定でございます公衆衛生等の見地から、このような差異があることに合理性があるのかということはあるかと思えます。

さらに、先般の事例でも書きましたけれども、無人のクリーニング所というものを設ける場合にこのような規制でもってできないという場合があるわけですし、それを全国的に統一することについても検討が必要ではないかと考えられます。

7 ページ目が学校教育法の私立専修学校の設置認可でありますけれども、これにつきましては、法律上一定の基準が定められておりますが、学校法人であることは求められてはございません。実際の自治体の規制ではどうなっているかということでございますけれども、私立専修学校の設置者の要件として、やはり原則として学校法人であることを求めている自治体が多いということでもあります。

一方で、宮城県のように、学校法人等の公益法人及び個人ができるということで定められていたり、あるいはその住所、事務所は原則として県内に定めるということも定められているところもございます。このように個人が設置者として認められている自治体とそうではない自治体があるという実態でございます。その差異に合理性はあるかということがあろうかと思えます。

最後、8 ページ目、保育所入所の際の証明書の様式でありますけれども、子ども・子育て

て支援制度におきましては、保育の必要性の認定につきまして国が基準を設定しているわけですが、証明書の様式は各自治体が個別に定めております。それに基づきまして証明書を雇用主の方で作成するわけですが、雇用に関する証明書の様式の例として幾つか記載しておりますが、保護者の就労時間に関する基準自体は国の方で設定している中で、様式上、就労時間の欄あるいは勤務時間の欄で、短時間勤務の場合であっても通常勤務の時間を書く場合と短時間勤務の時間を書く場合、あるいは大田区のようにどちらも書く場合というのがあって、企業側にとりましては、同じような就労時間の欄に書く数字が違って来る、あるいはこのような注書き、定義がない自治体もあるようでございますので、その場合、何を書いたらいいのか確認をしなければならないという実態にあるということで、市町村が実情に鑑みた必要性認定を行うとしても、証明書の様式自体は統一的であっても良いのではないかとということが論点として考えられるのではないかと考えております。

これらの事例を踏まえまして、1ページにお戻りいただきまして、先般の規制改革会議での議論も踏まえまして「国としての対応の考え方(案)」をまとめてございます。規制の所管省庁において、以下のような対応を取ることが考えられるのではないかとございまして、まず(1)でありますけれども、地方自治体における条例等に基づく規制につきまして、許認可等の権限を委ねているだけでなく、その権限の中の要件や基準の具体的な内容を自治体が定めているものを把握する。

(2)といたしまして、そのように把握した規制につきまして、具体的な規制内容に差異を設けていることに合理性がないと考えられる場合、又は、その差異を設けることによって、国内での経済活動に多大な支障が生じる場合、に該当するかどうかを検証して、その結果を公表する。

その次に(3)として、(2)の、に該当する場合には、国の法令で具体的な規制内容を定める。その中では、先ほど事例として申し上げましたように、様式が異なる場合におきましては、標準的な様式を国の法令で定めることを含むということで、そのような見直しを行うということが必要ではないかということであります。

(4)として、そのように国の法令で定めるまでの必要性はない、地方で具体的な規制内容を定めることが適当と考えられる場合でありまして、まず、各地方における具体的な規制内容の実態を取りまとめ、公表することによって、自治体が他の自治体の規制内容を参照しつつ、自主的に規制の見直しを進めやすくするための環境を整備する。さらに、

必要な場合には、そのような具体的な規制内容のうち、特に推奨すべきと考えられるベストプラクティスを参考としながら、国として技術的助言(ガイドライン)を発出する。このような対応としてはいかがかと考えてございます。

以上でございます。

岡議長 ありがとうございます。

ただ今の事務局の説明に対して、御意見あるいは御質問があればお願いいたします。いかがでしょうか。森下さん、お願いいたします。

森下委員 国としての対応の考え方のところなのですけれども、うまくやらないと、真ん中へ持ってこられると今、緩いところというか、規制改革ができているところが逆に強化になってしまうとまずいと思うので、どこに合わせるかというのが多分一番難しい話なのだろうと思うのです。ですから、その意味では間違えても、今、既にやりやすくなっているところが強化につながらないような考え方というのはしっかり出しておかないと、ややもすると、こんなことを役所の方に言うのもあれですが、真ん中へ落とそうとする傾向があるので、それをされるとかえって迷惑なところもたくさんあるのではないかと思いますので、そこだけはきっちり考え方の中で示した方がいいのではないかと思います。

岡議長 ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。佐久間さん、お願いします。

佐久間委員 細かいところで恐縮なのですけれども、具体的な事例として挙がっているコンビニでの冷凍食品の電子レンジ。これに加えて、たしかホットラインにはコンビニでドーナツをカウンターでトッピングが何かすると菓子製造免許が要する場合と要らない場合があるというような話もあったので、それも加えておいていただければいいかどうか検討していただきたい。

以上です。

岡議長 ありがとうございます。

今の佐久間さんの件について、事務局、何かあればどうぞ。

刀禰次長 事例につきましては、これまで出てきたもので取り急ぎ事務局で整理したものでございますけれども、これに限られているものではございませんので、今の点も精査した上で、今後の資料改訂の際にはつけ加えていきたいと考えております。

岡議長 ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。林さん、どうぞ。

林委員 ありがとうございます。

「2. 国としての対応の考え方(案)」にありますように、まずは実態を把握して、それを公表する。そして、その際の検証の観点につきましても、差異を設けることの合理性と、その差異を設けることによる多大な支障が生じる場合になるかどうかという基準もいずれも妥当なものであると思います。その上で、(4)の最後の「当該規制に関する国としての技術的助言(ガイドライン)を発出する」という部分についてですが、私、これは、国が出している行政手続について国民のICT活用を促進するガイドラインなども勘案して、このガイドラインを発出すべきではないかと思います。実際に、保育の手続にしても、医療関係の手続にしても、保健所かと思うと区役所だったり、行ってみるとここではないとか、書式が違うとか、この条件の場合はあちらに行ってくれとか、せっかく休みをとり、時間をとって窓口に行っても1回で終わらなかつたりするということが、実は制度利用にとっての非常な支障になっていると思いますので、こういうガイドラインを出すときには、是非ICT活用の点も入れてはどうかと思います。

以上です。

岡議長 ありがとうございます。

長谷川さん、どうぞ。

長谷川委員 私もベストプラクティスとガイドラインという考え方は賛成なのですが、心配なのは、差異を設けることに合理性がないというのをどういうようにして言い切れるかどうか。具体的に言いますと、フグについて、もしかしたら大阪の人たちは、私たちは山口よりももっとチャレンジングに食べるのだよと言うかもしれないのです。あたるかあたらないかがおいしいところではないかみたいなことを大阪だったら多分言うと思うのです。そのときに差異があるから合理的ではないのだということと言っても、そんなことは知ったことはない、私たちに任せてくれということになるかもしれないので、そこは慎重に言葉を選ぶ必要もあるし、考え方も整理する必要があると思います。

岡議長 ありがとうございます。

事務局、どうぞ。

刀禰次長 今の点でございますけれども、個々の事例を該当するかどうかの判断は現実にはなかなか難しい部分があると思いますので、今回のこの紙の頭の整理としまして、まず主務官庁に考えていただく。その結果を公表し、また当会議なり後継の会議なりがこのチェックをしていこうというような考え方でございます。

ただ、事務局で勉強していましたときにフグの点で思いましたのは、仮にフグの調理師さんが調理したものを例えば大阪府の府民しか食べないのであれば今の議論は正しいのだろうと思うのですが、現実には他府県にパックをして送るということは全く自由に行われておりますし、当然旅行者も食べるわけでありまして、ですから、そういう意味で、主権国家としての我が国の国内における活動をどういうように考えるかということと、地方分権というものとどういうように考えるか。これが大変難しいテーマだと思っておりますので、正に今、長谷川委員が言われました個別の事例に応じて、しっかりと丁寧に議論していかなければいけないとは思っております。

岡議長 林さん、どうぞ。

林委員 フグの点で申し上げるのがいいかどうか分からないのですが、少なくともユーザーの方がそういう違う条件の下で調理されたということを知らないでこういうことが行われているというところが問題ではないかなと思います。

岡議長 森下さん、どうぞ。

森下委員 大阪府民としてはフグの話は非常にひっかかる場所がありまして、やはりわざわざそれを食べに来るお客さんは結構いるのです。有名なのは別府、大分がそうなのです。そういう意味では、それが割と地域おこしになっているケースも実際はあるので、その辺は慎重にされた方がいいのではないかなというのが1点なのです。

もう一点、専修学校のところで、これは直接ではなかったですが、たしかホットラインの最初のころに似たような案件があったような気がするのです。ですから、これに限らず、

少しホットラインで似たようなものがあれば例示の中で少し引っ張ってもらって、実際のこういう要望があったのだというのが見えた方がこの問題というのは分かりやすいと思うので、是非具体的な要望等も例として挙げていただいた方がいいのではないかと。この話は結構昔からたしか言われている話で、本当に自治体間で差があるケースですので、この機会に統一というか、この場合はフグと違ってそうもめることはないと思いますので、是非積極的にやっていきたいと思います。

岡議長 浦野さん、どうぞ。

浦野委員 この機会にということですが、やはり食品関係ですと細部まで決まっていないう場合が結構ありまして、保健所の指導、いわゆるここで言っているのは法令という形になっているのですけれども、行政指導に類するものは本当に各地で違うのです。全国またいでいる企業にとっては大変これは難しい部分があって、これは御存じのとおり、例えば税関とか動物検疫とか植物検疫とか、あらゆるそういう現場サイドの行政指導になりますと、各地で違うのが実態です。ですから、それを同時にとは申しませんが、やはりこの先にまだそういった行政指導という名の下に違うことが行われているのが実態としてあるということだけは認識しておく必要があると思っています。

岡議長 ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。副大臣、どうぞ。

松本副大臣 フグについてなのですが、東京都の試験と大阪府の試験が違うために、大阪で免許をとった人が東京で店を開店するに際して資格を付与できるかどうかということが、かつて問題になりました。簡単な講習だけでフグの毒を完全に取り除くことは不可能だから、東京でフグ調理の資格をとった人というのは、きちっとした試験、実技を行い、結構時間を割いて試験を受けているのです。ところが、他の自治体で資格を取ったと言うのだけれど、ちゃんとした実技を身につけているかどうかということが分からないというので東京都内の消費者からクレームがつかまして、東京は非常に苦勞をして、東京で開店をするのだったら東京の免許を受けてくださいということだったのか、新たに講習、実技だけを受けてくださいということだったのかということになった経緯があります。

だから、単に味の問題ではなくて、私もぴりっとしびれるぐらいのフグを食べてみたいと思っているのですが、店が分からないので、あったら紹介してください。

岡議長 ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。よろしいですか。

委員の皆さんから大変いろいろな御意見をいただきました。先ほど事務局から説明のありました「国としての対応の考え方」に、皆さんの御意見を反映させた上で、当会議の答申に盛り込んでいきたいというように考えております。

また、本件については、あらかじめ関係各省庁の御意見も伺って進めていこうと考えておりますので、事務局にはよろしく願いいたします。

それでは、議題の二つ目の「地方版規制改革会議」について、事務局から資料2に基づ

いて説明をお願いいたします。

渡邊参事官 資料2でございます。

先般、2月10日の会議で、地方版規制改革会議の設置に係る状況を御報告申し上げました。その後、地方自治体からの回答が更に出てまいりましたので、2月末時点での状況を御報告させていただきたいと思っております。

(1) 回答数といたしましては、前回606でありましたけれども、40強増えまして650になってございます。

(2) の部分は前回同様でありますけれども、(3) 設置の意向ということで、「ア．ぜひ設置を検討したい」との御回答をいただいたのが前回7自治体でしたが9に増えてございます。増えた自治体は、奈良県の葛城市、東京都の中野区でございます。

先に1ページ目の説明を申しますと、今後の取組といたしましては、このような「ア．ぜひ設置を検討したい」あるいは「イ．更に詳細を確認した上で可否を検討したい」ということで検討されている自治体に対しまして、その検討状況の確認を行いつつ、私どもとして引き続き働きかけを進めてまいりたいと考えてございます。

この「ぜひ設置を検討したい」ということで前回既に御回答いただいていた徳島県につきましては、2ページを御覧いただきますと、飯泉知事から、県議会におきまして、設置の表明がされてございます。今般、そういうことを受けまして、徳島県の方に資料を作成いただきまして添付しておるものが2ページでございます。御紹介いたしますと、背景ということで、徳島県では既に特区などの形で規制緩和を積極的に推進しているということで、この取組をこれまで以上に進めていくために、4月中に「徳島版・規制改革会議」を設置するということで検討を進めておられます。

その「徳島版・規制改革会議」の組織運営ということでございますけれども、既存の『vs 東京』実践委員会」というものを活用して運営をする予定であるということでございます。現在の取組と状況として、会議を4月中に立ち上げるということでありますけれども、それに先立ちまして3月1日から既に、地域のニーズをしっかりと掴むためということで、県民の皆様からの規制改革の提案の募集受付をしているということでございます。

ということで一つ具体的な取組が出てまいりました。このような取組が今後広がっていくように、更に働きかけを進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

岡議長 ありがとうございます。

ただ今の説明に対して、何か御意見、御質問はございますでしょうか。

安念さん、どうぞ。

安念委員 この地方版規制改革会議につきましては、議長が大変強い意思を持って進めておられたのですが、率直に申しますと、私は無理なのではないかなと実は思っていました。結局、何も形にならないで、我々として、この先やっていこうねという遺言でも残しておしまいなのではないかなと思っていたのです。

ところが、意外にストロングな反応をいただいて、特に飯泉知事などはノリノリでした。私は本当に自分の不明を恥じますけれども、良い方に外れてくれて本当によかったなと思っています。もちろん議長が御自身でいろいろなところに遊説にお出かけになって説いてくださったのが最大の力だったし、事務局にも随分非公式に活動していただいた成果だったと思います。これは先ほども申しましたが、良い方に外れてくれて本当によかったと思います。全ての自治体がやりますみたいなことを言い出すと、かえってこれはこれで嘘くさいのであって、本当にやる気のあるところだけ手を挙げてくれたという、ほぼベストの結果ではなかったかというように思います。

それとさかのぼりますが、先ほど御説明をいただいた地方の規制改革です。これは余計なことかもしれませんが、地方自治体の法令を調べるということは大変な手間でございます。今は恐らくほぼ全自治体でホームページに例規集というのが載っていて、調べることは調べられるのですが、そのどこに当該法令が載っているかを探すのが一苦勞なのです。正規の条例や規則であれば、シラミ潰しに労力を惜しまなければ調べられるのですが、実際の運用とか指導とかになりますとどうやって調べていいのかもよく分かりません。事務局にはその点、目立たない努力ではあるのですが、非常な精力を使っていたいて、ここまでの資料にさせていただいたと思っています。その点、私は深く感謝します。しかも調べ上げたからといって達成感があるほどの仕事ではなくて、何だこういうことなのかという仕事ですので、ますます大変だったろうと思います。委員の皆様も、事務局がきっと朝3時頃までやったのだらうという点をお含みおきいただきたいと思っています。

差し出がましいのですが、申し上げておきます。

岡議長 ありがとうございます。

安念さんのお話の後段で、事務局に対する思いがございました。私も、この事例集、特に先ほどのフグの話などはよく調べたなということで、事務局に「御苦勞さんです」と申し上げました。14の事例だけでも、こういった形で全部調べ尽くすのは大変なことだと思いますけれども、せっかくそこまで事務局がやったものでありますから、是非とも成果につなげていきたいと改めて感じた次第であります。

ほかいかがでしょうか。林さん、どうぞ。

林委員 この資料2に出ていますアンケートの結果というのは、何らかの形で公表されるのでしょうか。

岡議長 事務局、どうぞ。

渡邊参事官 先般もそうでありますけれども、この規制改革会議での資料は公表いたしますので、その形での公表ということで、それ以上のことは特段考えてございません。

林委員 質問した趣旨は、(2)のところで、阻害要因となり得る規制の主な回答が、1カ所からではなく複数箇所から出てきているのであれば、これは地方で議論されるのとともに、国の規制改革でも取り上げるべき論点がこういったところからも出てきているのかなと思った次第です。

岡議長 ありがとうございます。

長谷川さん、どうぞ。

長谷川委員 今回の公表の点ですけれども、資料1の先ほどの事例のものも本日アップされるのですか。

渡邊参事官 規制改革会議の資料、所要の作業がありますので、本日アップできるかどうか分かりませんが、できるだけ速やかにアップいたします。

長谷川委員 すみません、いつ頃ですか。

渡邊参事官 早ければ本日中にできるかと思えます。作業次第でありますけれども、できるだけ努力したいと思います。

長谷川委員 ということは、遅ければ明日にも。

渡邊参事官 なるべく早くにしたいと思います。

長谷川委員 分かりました。

刀禰次長 いずれにいたしましても、この後、記者ブリーフを行いますので、資料は会議終了時点で全て公表になります。

長谷川委員 公表ですね。分かりました。

刀禰次長 はい。もしどなたかから問い合わせがあれば、その方にもお渡しいたしますので、公表扱いでございます。

岡議長 皆さんのお手元の資料はこの後の記者会見で配付します。

長谷川委員 ありがとうございます。

岡議長 ほかいかがでしょうか。

佐久間さん、どうぞ。

佐久間委員 質問になります。

まず、このアンケート結果で是非設置を検討したいと言っていることからすると、設置したところはまだ一つもないということなのでしょうかとということと、以前、地方版規制改革会議を作っていただくインセンティブとして、例えば傍聴していただくとかがいいのではないかとということをおし上げた記憶があるのですが、そういうところについても、もし既に設置してあるのであればそういう方をお招きするとかという話、計画があるのか、この点について教えていただければと思います。

岡議長 事務局、お願いします。

渡邊参事官 現時点で具体的に地方版規制改革会議を設置するということを表明されたのは徳島県のみでありますけれども、先般御説明いたしました、幾つかの自治体におきましては、かつて期間を限定した形で有識者の規制改革のための会議を設置したということもあったようでございます。それが現在はない状態で今回検討の要請をして、それを受けて徳島県からこのような動きが出てきたというのは、自治体の中では今回初めてになります。

御指摘の会議の傍聴というお話、地域活性化ワーキング・グループの方には自治体の方

から、参考に傍聴したいというお話もございましたので、今回、働きかけの中で是非そういうことも申し上げていきたいと思っております。

岡議長 私の知る限り、今のところ「設置した」という自治体は1カ所もなく、4月から設置すると決めたのが徳島県であります。したがって、先ほどの事務局の説明にもありましたように、少なくとも「ア」と回答いただいたところに対しては、こちらからコンタクトして、その後の検討状況をフォローアップするとともに、何か我々がお役に立てることがないでしょうかというようなアプローチをしていきたいと思っております。その中で、一度、会議を傍聴させてほしいというような御要望が出てくれば、それは前向きに検討していきたいと考えております。

鶴さん、どうぞ。

鶴委員 この資料2について、地方版規制改革会議を是非設置を検討したいところとか、可否を検討したいということをおっしゃっているところも、かなり積極的になっていらっしゃるのとそうではないところと多分あるのだろうと思います。

質問させていただきたいのは、積極的になっている自治体というのは、事務局から見て何らかの特徴があるのかどうかということをお伺いしたくて、多分幾つか仮説があるのだと思うのですけれども、正に首長のパーソナリティとかこれまでの取組というところに非常に関係している。若しくは、その地域の特徴、いろいろな特徴があると思うのです。地理的な特徴もあるのだと思うのです。この徳島というのを見て結構四国の地方自治体、こういうような取組は非常にいろいろな意味で積極的になられているところが多いなという印象が私もあったりとかして、参考を見ると『vs東京』実践委員会とか、非常に東京を意識した取組をやられているとかということなので、いろいろな仮説があると思うのですけれども、事務局で全体を見られて、何かお感じになったことがあれば教えてください。

岡議長 事務局、お願いします。

渡邊参事官 アの回答をされているところは、もちろん積極的な御意向ということで、当方から働きかけをどんどんしていきたいと思っておりますし、今のところにつきましても、検討したいということでございますので、事務局として可能な限り連絡をとっていききたいと思っておりますけれども、数が多いものですから、事務局としてアンケートの回答を見ての感触ということで申し上げますと、(2)の阻害要因となり得る規制についていろいろ書いておられるようなところにつきましても、特に前向きな検討を期待できるかなという感触を持って働きかけを進めていきたいと考えております。

刀禰次長 議長、よろしいですか。補足いたします。

岡議長 どうぞ。

刀禰次長 私も全てのケースをチェックしたわけではないのですけれども、一応担当の者から話を聞いている印象論も含めて申し上げますと、アとされているところについては、一つは知事さんなり市長さんなりのリーダーシップの中で、知事がやると言っておられる、市長がやると言っておられるのでアとつけましたという説明があった県などが幾つかござ

います。

もう一つは、やはり今、参事官から申し上げた、そもそも規制というものにそれなりの取りまとめなりの部局が問題意識を持っているというところで、いろいろな規制や問題意識があるのでイというところも含めて前向きに検討していきたいという点がございます。

ただ、中には個別の規制、少し聞いていかなければいけないのですけれども、問題となっている規制が国の規制であるケースも結構多いものですから、正に地方版規制会議で我々が言った地方自治体の規制なのかどうかというのは分からないところもありまして、むしろ分権的なことで意見を言いたいからこれもやってみたい的な、動機としてはむしろ地方の規制以外の部分が根っこにあるケースもありまして、ただ、いずれにしても規制というもので何らかの関心を持っていただいているのかと。

あと自治体の数、1,800とかございますので、幾つか問い合わせをやったところで聞いてみましても、正に首長さん、市長さんのリーダーシップのある場合もあれば、逆に市長までは上げていない、担当ベースで判断しましたという回答もありますので、かなりここはまちまちな部分はあるかと思えます。

先ほど議長からお話がございましたように、アというところについては連絡をとりながら状況を見守って行って、できるだけお手伝いできることはしていきたい。イの数が多いので、全てきちっとできるかどうか順番になるわけですけれども、前向き感がありのところとか、先方から問い合わせがあったところを中心にフォローアップを続けながら、できればアと転じていただくなり設置していただける方に少しでも向いていけばいいかなということやっておるとい状況でございます。

岡議長 鶴さん、よろしいですか。ほかいかがでしょうか。

それでは、先ほど御説明いたしましたように、ア、イの回答をいただいたところを中心に、検討状況のフォローアップ等を通して、規制改革会議として支援できる部分があれば、支援していきたいと思っております。

今月末に「地方版総合戦略」の提出期限が来ますが、私が時々個人的にお会いする知事さん、市長さんに、「多くの自治体が既に総合戦略を提出しておられるようですけれども、それを実現するための阻害要因があるかどうかという分析をされましたか」とたずねると、意外と分析していないのです。ですから、これから各自治体が総合戦略を実現するステージになってくると、阻害要因を排除するというニーズがもっと出てくるのかなという気もいたします。事務局には、大変ですけれども、イと回答していただいた自治体についても、しっかりとフォローアップしていただくようお願いしたいと思います。

それでは、議題3の「規制改革ホットライン」に移ります。資料3-1と3-2について、事務局から説明をお願いいたします。

佐久間参事官 それでは、説明いたします。

まず資料3-1「規制改革ホットラインの運用状況について」でございます。

受付件数は、平成28年2月29日現在累計で4,400件となっております。前回、昨年末現在

の数字を報告しましてからプラス34件となっております。

次に、所管省庁の検討要請状況でございますけれども、規制改革会議での前回の報告、1月18日に行いましたが、それ以降、所管省庁に新たに検討要請した件数は228件でございます。内訳は健康・医療ワーキング・グループ関連が15件、雇用ワーキング・グループ関連が3件、農業ワーキング関連が4件、投資促進等ワーキング・グループ関連が122件、地域活性化ワーキング・グループ関連が84件でございます。累計では、これまで2,591件となっております。なお、今回新たに検討要請いたしました228件につきましては、ワーキング・グループに提案事項を記載した資料を2ページ以下に添付しております。

次に、所管省庁からの回答状況でございます。これも平成28年2月29日現在の数字ですが、今期においては、これまで635件の回答を得ております。前回報告時からプラス253件となっております。前期までの数値と合わせた回答総数は、合計で2,483件となっております。内訳は表のとおりでございますので、御確認いただければと存じます。

引き続きまして、資料3-2でございます。

これは平成27年12月16日から28年2月15日までに所管省庁から回答を得た提案事項253件につきまして、規制改革ホットライン対策チームにおいて内容審査を行って、各ワーキング・グループでさらに精査・検討を要すると認めたものを記しております。

全体で31項目ありますけれども、内訳は、健康・医療ワーキング・グループ関係が4件、農業ワーキング・グループ関連が4件、投資促進等ワーキング・グループ関連が1~2ページにかけて合計21件、地域活性化ワーキング・グループ関連が2件でございます。

31項目以外のものは引き続きホットライン対策チームの精査・検討対象とし、必要に応じてワーキング・グループにおいて対応するということになっております。

提案内容と各省庁からの回答内容の詳細につきましては、別添1ページ以下を参照いただければと存じます。

私からは以上です。

岡議長 ありがとうございます。

佐久間さん、何かコメントがあったらいただけますか。

佐久間委員 それでは、1点だけ。資料3-1です。これは新たな検討要請があった事項で、5ページの37番、これは一つの例として申し上げます。屋内タンク貯蔵所における指定数量の計測方法について。これはどういうことかといいますと、タンクの数え方によって規制が変わってくる。タンクごとにその指定数量を計る場合と、ある事業所全体のタンク容量、全て合計の上で測定する二つの方法が実態的に自治体ごとにあるということです。

いずれにしても大きい数字になれば、消防法に基づいた危険物貯蔵所ということで、より管理が厳しくなる。それが自治体の判断によって変わるというのは困るということです。正に先ほどの地方によって異なっている規制の一つの例に当たる可能性があると思います。

以上です。

岡議長 ありがとうございます。

本件についての御意見、御質問があればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。
佐久間さん、どうぞ。

佐久間委員 さらに検討を要請するという資料3 - 2で、これも一つの例ということなのですが、3ページの社会福祉法人の財産への担保設定、この場合はある手続が要る。ただし、独立行政法人福祉医療機構が関与する場合は要らない。これはそういう制度設計だということでもいいのですが、ここの省庁の回答でよく分からないのは、普通の銀行から借りるときは、要は手続が要るのでなかなか進まないということで第二地方銀行協会が要請しているということなのですが、では、担保を設定していない普通の借金をして一般財産に当然返済しなければ執行がかかるといった状況のときは手続が要らないというような、そもそも何のためにこういう制度になっているのか。つまり、社会福祉法人がもう押しなべて借金する場合は許可が要るとかということであればまだしも、ここが担保の設定だけにもし限っているならば、ここの合理性はいま一つよく分からないというケースかと思えます。その点は、今後詰めていただきたいと思えます。

以上です。

岡議長 ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

ホットラインの件数がどんどん増えてきて、佐久間さんのところは大変だと思えますし、また、そこから回っていきます各ワーキング・グループ、特に、今日は座長の大崎さんにご欠席ですが、投資促進等ワーキングは大変な数であります。ホットラインは、規制改革会議の活動の原点でありますので、引き続きよろしくお願いしたいと思います。

それでは、最後の議題4「規制レビュー」の資料4 - 1及び4 - 2について、事務局から説明をお願いいたします。

渡邊参事官 まず資料4 - 1、全体の状況でありますけれども、今回報告分は太線の部分であります。

のホットライン関係の規制シートが3件、の審議事項に関するものが1件、合計4件ということで、これまでの累計は125件になってございます。

その具体的なものが資料4 - 2ということになりますけれども、今回の4シートは、割賦販売法における教育ローンの関係、景品類の制限・禁止の関係、自動車の封印制度の関係というのがホットラインの関係でございます。もう一つ、審議事項の関係といたしましては、グループ企業間の法律事務の取扱いに係る規制ということで、各省庁から提出いただいた規制シートを1ページ以降、添付してございます。

以上でございます。

岡議長 ありがとうございます。

本件についての御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしましたので、会議を終了いたします。大変お忙しいところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございました。